

市立高教組ニュース

第 1 号 2017 年 11 月 2 日 (木) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
 仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
 書記長 笠原 好修

今年の人勤と、人事評価と、仙台市立高校の未来

仙台市人事委員会勧告

仙台市の人事委員会は、他都市に比べて給料表自体も勧告に含めるため、出るのが遅くなります。また、市労連は人勤尊重を基本としていますので、勧告が出れば、ほぼ賃金面では確定してしまいます。今年の勧告は**公民較差0.18% (679円)**となりました。これを若年層に厚く給料表に反映され、**初任層で+1,000円、30代で+600円、40代で+300円、最高号俸でも+200円の給料表改定**となりましたが、大多数の人が**現給保障**に隠れてしまいます。(再任用は現給保障がないため、差額支給があります。)また、扶養手当についても、経過措置を含めて国に準じる勧告が出されてしまいました。人事委員会は仙台市の民間では**配偶者手当12,402円**と調査結果を出しておきながら、右のような改定を勧告。労働基本権制約の代償機関なのだからしっかりしてくれよと思わずにはいられない内容で、再来年度の事まで調査する前に勧告するのはどうかと思うのです。ただ、これにより今年に限っては4月に遡って扶養手当が改定されるので、現給保障中の人でも年末に差額が支給される場合があります。

扶養手当についての勧告			年度	H29 (現行)	H29 (改定後)	H30	H31
扶養親族							
子	1 人目	配偶者が扶養である場合		6,500	7,100	8,500	10,000
		配偶者が扶養でない場合		7,000	7,600		
		配偶者がいない場合		12,000	12,000	11,000	
	2 人目		6,500	6,500	8,500		
3 人目降		6,000	6,000				
配偶者				13,500	13,500	10,000	6,500
父 母 等	1 人目	配偶者が扶養である場合		6,500	6,500	6,500	
		配偶者が扶養でない場合		7,000	7,000		
		配偶者がいない場合		12,000	12,000	9,500	
2 人目				6,500	6,500	6,500	
3 人目降				6,000	6,000	6,500	

ボーナスについても国同様+0.1月の勧告が出されていますが、**勤勉手当に+0.1月**の勧告がされましたので、確定交渉が例年並みの時期に妥結すれば、12月のボーナスが+0.1月分多く支給されます。(来年度は6月に今年度当初比で+0.05月、12月に+0.05月になります)ちなみに、人事委員会が調べた仙台の私立高校の教諭については、平均年齢47.8才、平均給与510,602円となっており、仙台市立高校の平均年齢47.6才、平均給与463,715円と比べると、年齢はさほど開いていないのに、給料はかなり開いていることが分かります。

人事評価について

現在私たちが書いている教育活動改善シートを用いた年2回の校長面談で、年度末に人事評価がなされますが、現在はこの評価と賃金はリンクしていません。しかし、**市労連では平成31年度の昇給から評価を昇給に反映させることで合意**しています。また、期末勤勉手当についても、**勤勉手当の算定基礎額から扶養手当を除外**することと、**全員から一律0.005月分**を引いた分で原資をつくり、それをSA評価者へ配当する案が当局から示されています。市教委では、人事評価についてはまだ白紙の状態だと言っていますが、人事評価の賃金へのリンクは確実に近づいています。組合としては、出来るだけ不公平感が無くなるような制度にしていきたいと考えています。

人事問題懇談会

仙台市立高教組では毎年市教委と人事問題懇談会を開催していますが、今年も10月30日(月)に懇談会を行いました。今年は、人事異動方針細則が作られたため、その反応も知りたいと思い、各職場で事前にアンケートをとらせて頂きましたが、今年は何の職場でもアンケートの回答が無く、先生方は不満が無いか迷っているという判断で、懇談会に臨みました。私たちからは、県の異動方針には定年までに3地区2群を経験するという事が書いてあり、県と市の人事異動については平成34年度末で打ち切るというのは問題があるので、基本的には受け入れられないという姿勢を示しました。市教委では、県との約束で決めたことで、それを変えるのは難しいということでした。また、将来的には、学校の人事は、特に工業や商業科目の先生はある程度固定化していくことは避けられないので、人事異動に頼らない学校の活性化の道を模索していかなければいけないと考えていました。ただし、平成34年度末まではこれまで通り、初任者の4年経過者等も含めて人事異動は行っていくとも話していました。以上のような市教委の考えに対し私たちは、今年の細則を固定化せず、来年以降も県と異動の細則については、柔軟に運用する道を模索する努力をすべきだということを重ねて要望しました。

再任用制度については、仙台市が独自で制度として持っている、週3日の短時間再任用がありますが、これがそのまま続くと、正職の持ち時数を減らさなければいけない事態がおることから、将来的には課題のある制度だという事を共有しました。しかしながら来年度については、その問題はまだまだ起きないと考えられるので、**再任用希望者全員の希望を受け入れる方向**で考えているとの事でした。

その他には、常勤講師の給料については、今年の人事委員会勧告がプラス勧告でしたので、それを来年度の給料表へ反映するよう確認し、非常勤講師の交通費が週3日以上通勤しないと支出されないことも、県と比較しても問題であることや、来年度の就職支援員についてもこれまで通り配置して欲しいという話など、人事異動以外の事柄についても、意見交換をして来ました。

在校時間記録集計については、今年は職場毎に集計結果を出して頂いた事で、より実情が見えるようになって来ました。市役所では今年の春からタイムカードが導入されました。在校時間の正確な把握のために、学校にもタイムカードを導入してはという話もありますが、これは別の場所で話合うことになっています。定期考査の午後、会議や研修などの業務を入れないことや、組織的な業務を正規の勤務時間外に行う場合は、事前に勤務時間の割り振り変更をすることなど、私たち一人一人が心がけていくことで、働きやすい職場環境を作っていきたいものです。